



みやぎ県民センター ニュースレター

水道民営化に反対する市民のスタンディング行動
(仙台市勾当台公園 6月15日)

71号
2021年7月29日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925
http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/ E-mail: miyagi.kenmincenter@gmail.com

この号の主な内容

1 ページ

水道3事業売却議案可決 重大な禍根残す

2～4 ページ

丸森町除染土処分 相次ぐ不安の声

5～9 ページ

災害危険区域がもたらしたものの

9～10 ページ

アルプス処理水海洋放出反対の署名にご参加を

「みやぎ型管理運営方式」 = 水道民営化

水道3事業売却議案可決 重大な禍根残す

震災直後の2011年5月。外相辞任したばかりの前原誠司氏（民主党：当時）が宮城県庁を訪ね、村井知事に「仙台空港と水道事業の民営化」を提案しました。それを受け、村井知事は2016年に仙台空港を民営化した後、水道民営化の実現を「創造的復興」として強引に進めてきました。県民の理解が全く進んでいないなか、県議会は7月5日、上工下水道3事業をメタウォーターグループに運営権を売却する議案を可決しました。しかし、この議案は宮城県の水道事業の将来に重大な禍根を残すものとならざるを得ない全く不完全なもので、それを無理やり可決することは二重に妥当性を欠くものでした（前号参照）。

外資に狙われる 市町村水道

6月28日知事記者会見で村井知事は、これまでの住民説明会では全く説明していないこと問わず語りで言いました。「20年ぐらいかけて各家庭の入口のところからダムまでを一つにする」「そういうふうに切り替えていくというのも一つの選択肢ということですよ」。

これは上水道を例に、ダムでためた水を各市町村の受水タンクまでは県が担当し、そこから先の各家庭の蛇口までは市町村が担当しているという役割分担を一緒にしてしまおう、ダムと蛇口までを一括管理することを狙うことを公然と認めたのです。つまり宮城県の将来の水道（上工下水）をこのように変えていくのだということを表明したわけです。

そして今回の水道民営化にあたっては、「要求水準書（案）」のなかで、運営権者であるメタウォーター社は、県内市町村等の水道事業業務を受託することができる様になっています。また市町村等がメタウォーター社に業務委託の協議を求めたらそれに応じなければならないとされています。民営化された事業を実際に運営するのは外資であるヴェオリア・ジェネッツ社ですから、今回の運営権売却を入り口に、将来は宮城県の水道事業全体を外資に売り渡すことになるというのが水道民営化の本質です。可決はされましたが、このように水道民営問題は長期にわたりそうです。粘り強い市民の運動が求められます。

丸森町除染土処分 相次ぐ不安の声

環境省 実証実験を住民に説明

7月19日、丸森町の除染で出た土について、町内に埋立てる実証実験を秋ごろから行う計画の説明会が開催されました。町民からは放射性物質が飛散したり、染み出したりして健康に影響がでることを不安視する声が続きました。除染土の処分問題を考えます。



住民説明会（丸森町）
NHK ニュースより

東京電力福島第一原発事故に伴う福島県外の除染は、宮城県内の8市町（白石市・角田市・栗原市・七ヶ宿町・大河原町・丸森町・亘理町・山元町）を含む7県56市町村で除染が終了しています（2017年3月末時点）。除染によって除去された除染土は、現在、それぞれの市町で仮置き場に国が定める施行規則に基づき保管されています。しかし、これら保管されている除染土の処分方法はまだ決まっていません。“福島県内”の除染土は減容して中間貯蔵施設に保管して30年以内に県外の最終処分場へ搬出する計画になっています。また“福島県外”の除染土は、「再生利用」と「埋立処分」という方法が検討されていますが、まだ処分方法として確定していません。今回、環境省が丸森町でやろうとしているのは、この除染土を埋立処分に関する実証実験です。実際に埋立てて、「市町村によって適切に行われる埋立処分方法を検討」というものです。特に丸森町での実証実験では草木類が混在した除染土を対象として、分別による安全性を検証するとされています。



除染の実施状況（除染特別地域を除く）

2017年環境省除染チーム（緑色は除染終了）

丸森町自身は最終的な埋立処分は町外で実施するように国に求めています。しかし、「処分への動きが少しでも前へ進むように試験を行ってもらったことにした」（河北新報21.02.07）と説明しています。現在、宮城県には除染土が28,388m³、丸森町にはその約半分の14,478m³、除染廃棄物は68,045m³、丸森町にはその大半の66,388m³が保管されています。県民センターでは、除染土の保管状況について事務局の神倉、萱場、梶谷が現地調査を行いました。

現地の状況

環境省が考えている実証試験は、18年に東海村と栃木・那須町でも行われています。フレコンパックで保管されていた除染土を取り出し直接埋設し、放射能の地下浸透と大気への拡散を観察するもので、1年間の経過観察の結果、環境省は東海村も那須町も環境への「影響はなかった」という結論を公表しています。

丸森町での「実証試験」も同様な試験が予想されることから、5月18日に山本明徳・丸森町議の案内で、実証試験予定地の丸森・上滝地区仮置場を視察したものです。本来、放射能汚染廃棄物（指定廃棄物）は、県内に最終処分場を建設し集約処分を行うことになっています。しかし、原発事故後10年になりますが、最終処分場の建設見通しはなく、農家の敷地などを仮置場に放置されたままになっています。丸森町では、指定されている住宅や学校などの放射能除染が2014年3月で終了しました。除染で出た土や木などは、放射線の線量に関係なく混合し、フレコンパックに詰められ仮置場に保管されています（最終処分場への移転の際、指定廃棄物と一般廃棄物に分けるといふ）。

現在、町内の仮置き場は25カ所。その内訳は、町有地2カ所、買取地3カ所、借地20カ所です。当初、町としては旧村単位に8カ所の仮置き場を設置する計画でしたが、予定地が水源にあったことなどから地域住民の反対があり、25カ所に分散設置されたものです。借地の仮置き場20カ所の保管契約は3年間でしたが、現在もそのまま継続しています。なおこの仮置き場のほかに、丸森町では町内の小学校や保育所、児童館の敷地にも除染土が埋設されていますが、その表示もなく、埋設量も把握できませんでした。

仮置き場は町が管理をしていて、定期的に空間線量の測定を行っていますが、直近（3月）の放射線測定値は、0.11～0.6 μ Sv/h、また、学校・児童館の保管場所（8カ所）の放射線量は0.09～0.07 μ Sv/hとなっています。

※測定線量は、『住民の皆さまへのお知らせ』第170号（令和3年4月1日発行）から転載。

今回の計画されている実証試験は、仮置き場の一つ丸森・上滝地区が予定されています。この仮置き場は、幹線道路から山道に入り数百メートル進んだ行き止まりに、山を切り開いた約2ヘクタールの仮置き場（左写真）が作られています。周囲は鉄柵・金網に囲まれていて、定期的に除草も行われているようでした。しかし、仮置き場の北側約200mには「石羽浄水場」があり、実証試験では大気への放射能拡散を測定することを考えると、この地がなぜ選ばれたのか疑問があります。（住民との関係で、町有地の上滝地区が選ばれたようです。）



除染土の仮置場状況
(丸森町上滝地区)



北 200mに浄水場

調査を通じてわかったこと

1. なし崩し的な発生地での埋設処理につながる恐れ

実証試験で除染土の埋設が、地下水や大気に放射能を拡散しないという結果が出れば、仮置場に除染土の埋設を強行される恐れがあります。指定廃棄物（放射能汚染廃棄物）は、最終処分場（県内1カ所）に集約し処分するという原則ですが、最終処分場建設の見通しが不明なことから、実証試験は、発生地での処分を進める口実を与えるものです。

2. 大量の“一般廃棄物”を生み出し焼却処分を一層進めることになる

丸森町の除染土には、大量の樹木や草が含まれています。埋立にあたっては、土と分別し、さらに放射線濃度を測定することになっています。しかし、測定の結果により8千ベクレル以下の樹木や草は、“一般廃棄物”として焼却処分に回される恐れがあります。8千ベクレル以下であれ大気への放射能拡散につながる焼却処分には強く反対するものです。

3. 学校・保育所・児童館に埋設されている除染土を早急に移転すること

丸森町の資料によると、町内の小学校、保育所、児童館8か所に除染土等が埋設・保管されています。丸森町は、定期的に空間線量を測定し異常はないとしていますが、子どもたちが毎日遊び・運動する校庭に除染土を埋設していたことは、許しがたいもので、早急に掘り起こし、他に移転すべきです。

4. 丸森町は実証試験受入れより、放射能汚染廃棄物の隔離保管の要請を

丸森町は、焼却反対する仙南の会の公開質問にも「除染廃棄物の仮置場の問題を少しでも前に進めたいとの思いから、この提案を受け入れた」と回答しています。しかし環境省の提案は、前述のように現状を固定する恐れがあります。問題解決には、放射能を拡散させる焼却や埋立でなく、放射能汚染廃棄物を長期にわたり隔離保管できる施設を建設し、そこに集約できるよう環境省・宮城県に要求すべきです。



除染土が埋設されている校庭

被災者台帳整備 県内導入自治体3割

県はシステム導入をリードすべき

災害発生時に被災者の被災状況や支援の利用状態を一元的に管理して、手続きの迅速化や支援もれをなくするため、被災者台帳の活用が重要な役割を持ちます。2013年に災害対策基本法を改正し、市区町村に「平時システムを導入して備える」ことを促しています。

しかし全国的には18年時点で、全1741市区町村中、システムを導入したのは約3割の511市区町村にとどまります。宮城県は35市町村中、12市町だけです（21年2月19日時点）。岩手県は、県が主導して、12年4月から県下自治体の統一システムを導入し、現在「田野畑村を除く32市町村で導入が終了（岩手県担当者）」しています。災害が激甚化する中で、被災者ごとに適切な生活支援の制度を活用する災害ケースマネジメントの重要性が高まっています。被災者台帳はケースマネジメントを行う際の見守り・相談支援の基礎資料になるものです。市町村ではどうしても事前防災のハード整備が優先され、人事面や予算面で負担が大きいためシステム導入が遅れがちになっています。岩手県の事例のように、県が市町村をリードすることでシステム導入は大きく前進します。災害が起こってから対応するのではなく、被災前に完備させることが発災後の災害ケースマネジメントの始動を迅速化することにもつながります。市町村任せにしない県のリーダーシップが求められます。

被災者台帳整備済み市町
仙台市・石巻市・白石市・角田市・登米市・東松島市・川崎町・丸森町・山元町・松島町・七ヶ浜町・涌谷町

*被災者台帳に準ずる台帳整備をしている市町村もあるが除外した。

(21年2月19日時点 宮城県危機対策課調べ)

まちと住まいの復興事業を考える③

災害危険区域がもたらしたもの

県内では東日本大震災で津波浸水を受けた12市町が、109.7km²の地域を「災害危険区域」に指定しました。この面積は、東松島市全体の面積（101.3km²）より広く、被災3県全体の災害危険区域の68%を占めます。震災から10年を経過した災害危険区域の現状を考えます。

災害危険区域とは

各市町村は、条例で津波等による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、その地域内の住宅用建築物の建築の禁止等の制限を定めることができます（建築基準法39条）。東日本大震災で津波被害が大きかった地域の多くでは、大震災と同レベルの被害が再び起きることを想定して津波リスクの高い地域を洗い出し、「災害危険区域」として指定し、再び津波等に対して脆弱な構造の住宅が建設されることのないようにしました。この災害危険区域のうち、（高台等へ）移転希望世帯の住宅地を「移転促進区域」に設定し、防災集団移転促進事業が進められました。被災3県では震災前約779haだった災害区域面積が、震災後約1万7千haへと2.1倍の面積に拡大したのです。

災害危険区域に指定する際のそれぞれの地域の「危険度」の判断は、①東日本大震災時の津波浸水域状況 ②L1津波に対応できる防潮堤整備を前提にL2津波シミュレーションに基づく想定浸水域状況の二つの基準で各自治体が設定しました（表1）。津波シミュレーションとは、国が定める津波浸水想定の設定の手引きによるものです。宮城県では石巻市半島部を除き、津波シミュレーションに基づいて区域が設定され、「浸水深2m以上で指定」と、「浸水深0～1m以上で規制内容を複数指定」の2パターンがありました。

L1 津波

L2津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年に一度程度の頻度で再来する津波）

L2 津波

発生頻度は極めてひくいものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（数百年から千年に一度程度の頻度の津波）

表1 災害危険区域指定基準による分類（宮城県）

	区域基準	
	津波シミュレーション	震災津波実績
浸水深などで規制	仙台市・塩釜市・名取市・亶理町・七ヶ浜町・南三陸町（浸水深2m以上）	石巻市半島部（浸水域）
浸水深や住宅構造に応じて規制緩和区分有	気仙沼市・岩沼市・東松島市・山元町・女川町（浸水深0～1m以上）	

出典：「東日本大震災後の災害危険区域の指定に関する研究」（東北大姥浦道生教授ら）より

災害危険区域に指定されると、それまで住んでいた住宅の修繕はできますが、新築はできません。（表1「規制緩和区分有」地域除く）そのような住宅は6704棟だったとされています（20年4月時点）。宮城県では災害危険区域が指定されたのは、南三陸・東松島・亶理・気仙沼の4市町が2012年4～6月、山元・仙台・石巻の3市町が同年11～12月でした。

災害危険区域指定に伴って起こった問題

災害危険区域の指定は、石巻市などは実に震災から1年8か月以上経った時だったのです。災害危険区域にかけられた地域ではほとんどの家が失われていたのですが、指定までの間に、集落では被災した住宅を修繕して暮らしていた人たちがいました。例えば石巻市北上町では「二丁谷地集落6軒、吉浜集落15軒」等ありました。これら危険区域内の修繕住宅に住む被災者で「一代限り」という言葉で表現する方がいますが、自分自身の代は住み続けることができるが、住宅を更新できないため後の世代にまで集落をつないでいくことができなくなったのです。災害危険区域指定に伴う第一の問題は、このように被災者が住み慣れた集落に実質的に住み続けることができなくなったことです。

第二の問題は災害危険区域指定が遅れたため、防集に参加する被災者と危険区域に居住する被災者とが分断され、危険区域居住者が後から防集に加わるといった構図にはなりません。勢い、危険区域居住者は災害危険区域の指定と同時に始まった「がけ地近接等危険住宅移転事業（がけ近）」の利用に向かうことになりました。2017年3月末時点で石巻市のがけ近の認可件数は647件（助成額約28億円）でした。「最終的には700～800件あった（石巻市担当）」と言われます。

災害危険区域指定に伴い、自宅を修繕し住み続ける世帯、防集に参加して最低限のコミュニティを維持した世帯、がけ近で災害危険区域から転出した世帯とそれまでの集落を構成していた世帯はバラバラになり、少くない地域で、その地域の紐帯ともいえる「契約講」も解体されたり、休眠することにつながってしまいました。実際に、現在災害危険区域がどうなっているのか、北上町と河北町長面を例に見てみましょう。

（次ページに続く）

北上川河口に広がる災害危険区域（オレンジ線で囲われた区域）

河口に向かい 左岸が北上地区（追波・吉浜）、右岸が長面地区
ほとんどの居住可能な平地は災害危険区域に指定されている。



がけ地近接等危険住宅移転事業（がけ近）

災害危険区域内からの移転を送信する制度の一つ。東日本大震災の場合住宅除去費（限度額78万円/戸）、住宅建設助成費（限度額406万円/戸）等のメニューがあった。防集では自治体が造成する防集団地に集団で移転するのに対して、がけ金は、移転先は被災者が自分で確保する点が異なる。移転先も居住自治体を問わない。

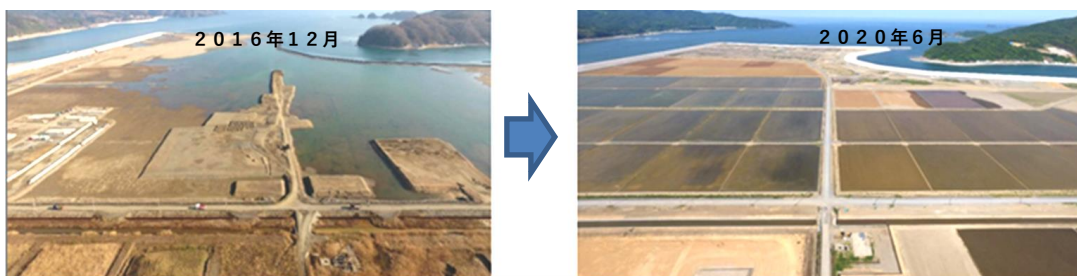
契約講

仙台藩領内を中心に存在するムラごとの自治組織。祭祀、冠婚葬祭、地域資源の管理などムラの共同生活に必要なことの多くを引き受けていた。共有の財産を持っている場合も多い。その少くない講が解体、休眠の危機に瀕しているといわれる。

河北町長面地区の災害危険区域

北上川河口右岸に穏やかな長面浦を囲んで長面（ながつら）地区が広がっています。震災前には長面には 145 世帯約 500 人が暮らしていました。長面の死者行方不明者は 103 名。ほぼ 4 年間、水が引きませんでした。今この地区全域 217ha が災害危険区域に指定されています。現在、この地域に住む人はいません。住所登録上、長面に 4 世帯住んでいることになっていますが、実際には居住していません。行政区も住民がゼロですから消滅しています。被災者の方は、主に内陸に造成された防集移転地の二子東地区を中心に他地区に移ってしまいました。しかし、長面の大杉神社に伝わる市指定民族文化財の「アンバサン」、寺院の竜谷院に伝わる新年の伝統行事「大般若巡行」などは元の住民が担い、バラバラになった住民をつなぐ役割も果たしているといえます。

前ページ写真でわかるように、平たんな地域に水田が広がっています。農山村地域復興基盤総合整備事業により、農地整備が進められ、2020 年春から営農再開することができました。しかし、地域全体は“通い農業”のため、地域には大区画化された農地が広がっていますが、“暮らしの匂い”はありません。また、最近、旧大川小学校近くに「㈱デ・リーフデ北上」がトマトやパプリカのガラス温室が建設されました。



長面地区の大規模ほ場整備（宮城県東部地方振興事務所農業農村整備部）

また長面の対岸の尾崎には下写真のような橋も架けられています。左側の長面から尾崎をつなぐ橋の架設工事が進んでいます。新橋は、軟弱地盤のため地盤安定させたうえで橋長 152m 長さです（新橋の下に既存橋が見える）。長面地区を囲む防潮堤は海拔 8.4メートルのため、新橋もこれに合わせたことにより、海面からの高さは既存橋よりもかなり高くなっていることがわかります。



新旧尾ノ崎橋 「オリオンの 311 の星」写真集長面 2021 年春

この新橋の概算工事規模は約 25 億円。周辺道路工事も含めると 40 億円が見積もられていました（2016 年時点）。しかし、尾崎集落には誰も住人はいません。

従って、この橋の機能は完全に“通い漁業者”のための橋ということです。人が住まないのになぜ防潮堤が必要なのか？その防潮堤の高さに合わせた橋になぜ 40 億円ものコストをかけることが必要なのか？現地を見るとそんな疑問がわきます。長面地区の低平地整備事業は来年 3 月終了予定ですが、災害危険区域地区全体の将来展望は見えないままです。

北上町吉浜地区の災害危険区域

北上川河口を挟んで長面地区の反対側（北上川左岸）が北上町吉浜・月浜地区です。北上町には震災前、1,151 世帯・3,896 人（2011 年 2 月）が住んでいました。現在は、945 世帯・2,225 人が住みます。世帯数は約 18%、人口は約 43%減少してしまいました。震災では死者・行方不明者 296 人。被災家屋は全壊 535 棟、大規模半壊 91 棟、半壊/一部損壊 383 棟と大半の家屋が被害を受けました。現在、吉浜・月浜行政区には 23 世帯、48 人が暮らします。防集移転地団地が 12 区画整備されましたから、地区内居住者の約半数は防集団地に住んでいる計算になります。吉浜・月浜地区から南三陸町に至る海岸線の浜ごとに高台に防集団地が整備され、内陸部ののっこり団地に移った世帯が多かったものの、浜ごとの防集団地に残った世帯がいたことが長面との大きな違いです。北上町全体で 8 防集団地に災害公営住宅 72 戸、住宅敷地 162 区画が整理されました。2016 年度までに防集団地整備は終了していますから、住宅再建を遂げるという「世帯単位の復興」は区切りがついたと言えるでしょう。しかし、それは災害危険区域を抱え込んだ「地域社会単位の復興」を意味しません。

北上町の被災状況は「震災と地域再生 石巻市北上町に生きる人々」（西城戸誠他：法政大学出版社 2016）を引用、参考にしました。

過剰投資となった北上観光物産交流センター



左側が北上観光物産交流センター 右側に石巻・川のビ
ジターセンター（環境省直轄事業）が併設されている

石巻市震災復興基本計画では、北上町唯一の地域振興策に観光振興（川を活用した交流事業）を掲げています。その具体的施策の一つとして、「地域の魅力を発信し、住民の復興を後押しする北上観光物産交流センター」が 2018 年 2 月に開設さ

れました。災害危険区域内に総事業費 4,236 万円。事業費は復興交付金で賄われました。延べ面積は 92 m²ですから約 27 坪で小さなコンビニ程度の面積です。交流センターは 21,900 人/年の来場で、988 万円/年を販売したと市議会に報告されています。しかし、この数値は開設から 20 年までの 2 年間平均数値です。直近 20 年 1~12 月の来場者は 13,314 人（北上総合支所地域振興課）となっており、2 年平均から激減し、一日あたり来場者数は約 43 人にしかありません。販売額は公表されていませんが、2 年平均数値から約 590 万/年程度と推測できます。ということは一日あたりわずか 1 万 9 千円程度の販売額ということです。

一方、交流センターの指定管理料は 580 万円（20 年度予算）ですから、ほぼ販売額がそっくり指定管理料に回っている計算になります。これではいくら市の施設とはいえ、明らかな過剰投資です。本来は販売額の利益分から指定管理料が賄われるべきです。これで交流センターが持続的に地域の観光施策の柱としての事業が展開できるのか、強い疑念を抱かざるを得ません。

今こそ「復興計画」を検証し、新たな復興議論を

北上町の菖蒲田（災害危険区域）には健康づくりパーク（パークゴルフ場）の整備が進められています。市はあくまで「パークゴルフもできる芝生公園」という位置づけですが、同様の健康づくりパークは、河北、雄勝、牡鹿、渡波にも設置されます。災害危険区域の活用策として一つの方法ではありますが、すでに石巻市には河南・桃生にパークゴルフ場もあり、人口減少が進み居住者が減少する地域でパークゴルフをする人がどれだけいるのか、芝生公園を散歩する人がどれだけいるのか。

北上観光物産交流センターにしてもパークゴルフ場にしても、北上川河口エリアに広がる災害危険区域での今後の地域づくりをどこまで見据えた政策だったのか問われます。震災から 10 年が経過しました。各自治体は震災後そろって「復興計画」を立てました。しかし、復興計画で計画したものが 10 年経過してどういう状態になっているのか？ほとんどの自治体はまともな検証を行っていません。しかし、北上川河口の災害危険区域を歩けば、今こそ「地域社会単位の復興」を検証し、これから目指すべきゴールをどう描くか、という議論が必要です。そのためにも各自治体はそれぞれの復興計画を検証すべきです。

アルプス処理水海洋放出反対の署名にご参加を



4月13日、政府は東電福島第一原発事故に伴うアルプス処理水の海洋放出を決めました。みやぎ生協・コープふくしま、宮城県漁協、宮城・福島の各生協連が呼びかけ団体となり、海洋放出に反対する署名運動が始まっています。県民センターにも呼びかけがあり、広く県内外の団体・個人に署名への参加を呼びかけています。

署名呼びかけ

本署名運動は、みやぎ生活協同組合・コープふくしま、宮城県漁業協同組合、宮城県生活協同組合連合会、福島県生活協同組合連合会が、呼びかけ人となり、皆さまにご参加を呼びかけているものです。「アルプス処理水海洋放出に反対する署名」運動にご賛同いただき、ご参加とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

2021年4月13日、政府は国民の理解を得ないまま、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うアルプス処理水の海洋放出を決めました。海洋放出方針は、漁業者や福島県民はもとより広く国民の反対や懸念の意思表示があるなか、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という東京電力と地元漁業者の約束を反故にして決定したものです。

「アルプス処理水」は原発事故を起こした原子炉から発生している放射能汚染水を処理したものであり、通常原発から放出されているトリチウム水とは違うものです。安全性について、安全性の担保、国民・国際社会への理解醸成、風評対策が十分ではなく、漁業への影響はもとより地産地消活動、地域経済への重大な影響が懸念されることです。

こうしたことから、豊かな海を次世代に引き継ぐためにも、アルプス処理水は海洋放出を行わず、関係者の理解が得られる処理方法で実施することを、広く県民、国民への理解を広げながら、経済産業大臣、東京電力ホールディングス株式会社代表者、関係自治体等に求めていく取組みとしてすすめていきたいと考えております。

つきましては、「アルプス処理水海洋放出に反対する署名」運動に、ご賛同いただき署名運動へのご参加ご協力をお願い申し上げます。

*なお、この署名運動は、主にオンライン署名での参加を呼びかけています。

呼びかけ 4 団体代表者署名（略）

署名方法は次ページをご覧ください。

署名活動について詳しくお知りになりたい方は下記 URL から御覧ください。

<https://www.fukushima.coop/petition.html>

オンライン署名

1 スマホから **change.org** にアクセス
スマートフォンで下の QR コードを
読み取ってアクセスしてください。



左の画面のページに
移動します



2 **今すぐ賛同**
をタップ

または
パソコンから change.org にアクセス
インターネットブラウザを開き、アドレスバーに
<https://www.change.org/Save-the-Ocean-fm> を入力

この画面のページに移動します



3 署名者(自分)の情報を入力

- 名字
- 名前
- Eメールアドレス
- 居住地 (市区町村)
- 郵便番号

それぞれ入力し、もう一度

今すぐ賛同
をタップ

4 メールで署名を確定させる

1) 画面上部に **<③で入力した E メールアドレス>あてに確認用のメールを送信しました。**といった文言が上部に書かれた画面が表示されるので、メールの受信ボックスを開く

2) **<③で入力したお名前>さん：メールアドレスの認証がされない場合、賛同が取り消されますのでご注意ください。**というメールが届いたらそれを開き、メール本文にある**赤いボタン**をタップ



5 署名完了 賛同の次にできること

500円でこのキャンペーンを広めるお手伝いをしませんか？と書かれたページが開いたら、署名完了です。

もしくは **<③で入力したお名前>さん、このキャンペーンにあなたの力を貸してください。**

というメールが届いたら署名完了です (メールが届くまでにしばらく時間がかかる場合があります)。

ご注意

ご署名いただくと、署名サイト **change.org** から寄付の呼びかけが表示されますが、当署名への寄付ではございませんのでご注意ください。寄付なしでも署名はカウントされます。

署名用紙の署名

署名

- 第一次集約 2021年9月末
- 第二次集約 2021年11月末

署名の送り先

〒960-8566 福島県福島市森合字清水7番地
コープふくしまいずみ店2F
みやぎ生協・コープふくしま 福島県本部内
「アルプス処理水海洋放出に反対する署名」推進事務局

署名用紙は下記 URL からダウンロードできます。
<https://www.fukushima.coop/petition/pdf/shomeiyoushi2.pdf>